

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第1号
提出時期	令和6年3月（定例会・臨時会）		
案件名	埴町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 令和5年6月9日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、同法令を引用している町条例を改正するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、別表第二が廃止されるために、下記のとおり改正するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「法別表第2の第2欄に掲げる事務」 ⇒「特定個人番号利用事務」 ・「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」 ⇒「利用特定個人情報」 ・「当該特定個人情報」 ⇒「当該利用特定個人情報」 <p>【施行期日】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行いたします。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第2号
提出時期	令和6年3月（定例会・臨時会）		
案件名	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとなったこと、及びパートタイム会計年度任用職員について、職員に準じた勤務形態とするため、町条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>※総務省通知にて、令和6年度から会計年度職員に勤勉手当を適切に支給すべき旨の通知がきております。</p> <p>【具体的な内容】 ① 会計年度任用職員（フルタイム会計年度任用職員・パートタイム会計年度任用職員）について、勤勉手当を支給することになります。</p> <p style="text-align: center;">勤勉手当＝月額報酬×1.0（支給率） 年2回支給（6月・12月）</p> <p>※支給の対象とならない会計年度任用職員は、1週間の勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員となります。</p> <p>② パートタイム会計年度任用職員について、宿日直勤務に係る報酬の支給を可能とするものです。</p> <p>【施行期日】 令和6年4月1日から施行いたします。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第3号
提出時期	令和6年3月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
要 旨	<p>【提出理由】 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」により、令和6年度より各放課後児童健全育成事業施設において「安全計画」の策定が義務化されることに伴い、町条例の一部を、改正する必要があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 第7条に「安全計画の策定等」の条文を追加（新設）し第7条から第21条を、第8条から第22条というように、以降の条文の繰り下げを行うものであります。</p> <p>【施行期日】 令和6年4月1日から施行いたします。</p>		
担当課	学校教育課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 4 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埴町放課後児童健全育成事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 埴町放課後児童健全育成事業分担金について、令和 6 年度より「口座引落」のシステム導入に伴い、利用実績後に分担金の額を確定することで還付等の事務軽減を図るため、町条例の一部を改正する必要が生じたことにより、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 分担金の納付期限を「当該月の 25 日まで」から「翌月の 25 日まで」に変更するものです。</p> <p style="margin-left: 40px;">第 4 条の「分担金の納付期限及び納付方法」中、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用月の 25 日まで→利用月の<u>翌月の</u> 25 日まで ・ 属する月の 25 日まで→属する月の<u>翌月の</u> 25 日まで <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。</p>		
担当課	学校教育課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 5 号																								
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)																										
案件名	埴町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について																										
要 旨	<p>【提出理由】 第 9 期埴町介護保険事業計画の策定に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度の介護保険料等の改正を行うため、町条例の一部を改正する必要が生じたことにより、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p>																										
	<p>【具体的な内容】 ○令和 6 年度から令和 8 年度における、第 1 号被保険者の介護保険料の改正(現行基準額(5 段階の額)月額 5,600 円⇒6,000 円) ○介護保険施行令の改正等に伴い、所得段階が現行の 9 段階から 13 段階へ改正。 (変更点のみ)</p>																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">所得段階</th> <th style="width: 40%;">基準額に対する割合</th> <th style="width: 35%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0.5 ⇒ 0.455</td> <td>33,600 円⇒32,760 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0.75 ⇒ 0.685</td> <td>50,400 円⇒49,320 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0.75 ⇒ 0.69</td> <td>50,400 円⇒49,680 円</td> </tr> <tr> <td>10(新設)</td> <td>1.9(新設)</td> <td>136,800 円(新設)</td> </tr> <tr> <td>11(新設)</td> <td>2.1(新設)</td> <td>151,200 円(新設)</td> </tr> <tr> <td>12(新設)</td> <td>2.3(新設)</td> <td>165,600 円(新設)</td> </tr> <tr> <td>13(新設)</td> <td>2.4(新設)</td> <td>172,800 円(新設)</td> </tr> </tbody> </table>			所得段階	基準額に対する割合	金額	1	0.5 ⇒ 0.455	33,600 円⇒32,760 円	2	0.75 ⇒ 0.685	50,400 円⇒49,320 円	3	0.75 ⇒ 0.69	50,400 円⇒49,680 円	10(新設)	1.9(新設)	136,800 円(新設)	11(新設)	2.1(新設)	151,200 円(新設)	12(新設)	2.3(新設)	165,600 円(新設)	13(新設)	2.4(新設)	172,800 円(新設)
	所得段階	基準額に対する割合	金額																								
	1	0.5 ⇒ 0.455	33,600 円⇒32,760 円																								
	2	0.75 ⇒ 0.685	50,400 円⇒49,320 円																								
	3	0.75 ⇒ 0.69	50,400 円⇒49,680 円																								
	10(新設)	1.9(新設)	136,800 円(新設)																								
	11(新設)	2.1(新設)	151,200 円(新設)																								
	12(新設)	2.3(新設)	165,600 円(新設)																								
13(新設)	2.4(新設)	172,800 円(新設)																									
<p>○上記改正に伴い、低所得者への軽減後の金額も改正。</p> <p style="text-align: center;">本来の率(保険料) → 軽減後の率(保険料)</p>																											
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 段階 0.455(32,760 円) 0.285(20,520 円) ・ 第 2 段階 0.685(49,320 円) 0.485(34,920 円) ・ 第 3 段階 0.69(49,680 円) 0.685(49,320 円) 																											
<p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。</p>																											
担当課	健康福祉課																										

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 6 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埜町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 令和 6 年 4 月 1 日より、介護予防支援事業者の事業の人員、運営並びに支援方法について国が定めている基準「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正となるため、町条例においても併せて改正を行う必要が生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 主な改正の内容は以下の 4 点であります。</p> <p>① 指定居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者としても指定を受けことが可能となった。 ⇒最低 1 名の人員配置(介護支援専門員。なお管理者は常勤かつ原則専任の主任介護支援専門員でなければならない)</p> <p>② 利用者及び関係者の同意を得た場合に限り、これまで毎月 1 回だった訪問面接に代わり、2 月に 1 回はテレビ電話等での面接によるモニタリングが可能となった。</p> <p>③ 事業所運営における重要事項のウェブサイトへの、掲載の義務付けが生じた。</p> <p>④ 身体的拘束等の適正化の推進、記録の義務付けが必要となった。</p> <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。 (一部規定に経過措置あり)</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第7号
提出時期	令和6年3月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 令和6年4月1日より、指定居宅介護支援事業の人員、運営について国が定めている最低限度の基準「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正となるため、町条例においても併せて改正を行う必要が生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 主な改正の内容は以下の6点であります。</p> <p>① ケアマネジャー1人あたりの取扱件数が変更となった。 現行：原則35件 ⇒ 44件 (国保システム活用及び事務委員配置の場合49件)</p> <p>② 事業者の負担軽減のため、これまで義務だった居宅サービス計画における各サービスの利用割合等を利用者に説明し、理解を得ることが努力義務となった。</p> <p>③ 利用者及び関係者の同意を得た場合に限り、これまで毎月1回だった訪問面接に代わり、2月に1回はテレビ電話等での面接によるモニタリングが可能となった。</p> <p>④ 事業所運営における重要事項のウェブサイトへの、掲載の義務付けが生じた。</p> <p>⑤ 管理者の兼務範囲の明確化（同一敷地内制限の撤廃）がされた。</p> <p>⑥ 身体的拘束等の適正化の推進、記録の義務付けが必要となった。</p> <p>【施行期日】 令和6年4月1日から施行いたします。 (一部規定に経過措置あり)</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 8 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埴町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 令和 6 年 4 月 1 日より、指定地域密着型介護サービス事業の人員、設備及び運営について国が定めている基準「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正となるため、町条例においても併せて改正を行う必要が生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 共通事項として次の 4 点の改正が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業所運営における重要事項のウェブサイトへの掲載の義務付け ②管理者の兼務範囲の明確化(同一敷地内制限の撤廃) ③身体的拘束等の適正化の推進、記録の義務付け ④介護療養型医療施設の廃止に伴う文言の整理 <p>その他、事業形態ごとに主に以下のような改正がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護における具体的取扱方針の明確化(第 218 条) ・地域密着型特定施設入居者生活介護におけるテクノロジー活用による人員基準の柔軟化(第 152 条) ・居宅系サービス(地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)、施設系サービス(地域密着型老人福祉施設入所者生活介護)における協力医療機関との連携体制についての記載追加(第 147 条、第 168 条、第 193 条) ・多機能系サービス(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)、居住系サービス(地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)、施設系サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)における介護サービス向上のための委員会設置の義務付け(第 128 条の 2、第 150 条、第 170 条、第 198 条、第 223 条) <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。(一部規定に経過措置あり)</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 9 号
提出時期	令和 6 年 3 月（ 定例会 ・ 臨時会 ）		
案件名	埜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 令和 6 年 4 月 1 日より、地域密着型介護予防サービス事業の人員、運営並びに支援方法について国が定めている基準「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正となるため、町条例においても併せて改正を行う必要が生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 共通事項として次の 4 点の改正が行われている。</p> <p>①事業所運営における重要事項のウェブサイトへの掲載の義務付け ②管理者の兼務範囲の明確化（同一敷地内制限の撤廃） ③身体的拘束等の適正化の推進、記録の義務付け ④介護療養型医療施設の廃止に伴う文言の整理</p> <p>その他、事業形態ごとに主に以下のような改正がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅系サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護）における協力医療機関との連携体制についての記載追加（第 84 条） ・多機能系サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護）、居住系サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護）における介護サービス向上のための委員会設置の義務付け（第 64 条の 2、第 87 条） <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。 （一部規定に経過措置あり）</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 10 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埜町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 地方公営企業法第 34 条第 1 項の改正に伴い、町条例の所要の改正を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 参照する地方自治法の条項が修正されたことにより、町条例も地方自治法の表示と整合性を図るものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正前 地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定により ・ 改正後 地方自治法第 243 条の 2 の 8 _____ の規定により <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 11 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埜町上水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 地方公営企業法第 34 条第 1 項の規定に基づき、埜町上水道事業会計及び下水道事業会計の剰余金の処分等について、町条例の所要の改正をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 第 2 条の「利益処分の方法及び積立金の取崩し」中において</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 1 条において「埜町上下水道事業」を以下「上下水道事業」と定義しているため、第 2 条の「埜町上下水道事業」の「埜町」を削るものです。 2. 積立金の額をあらかじめ定める（限度額を設ける）ことは適当でない と解される。また、企業債の現在高まで積み立てなければ、取りくずしが出来ないものではないため、「企業債の額に達するまで」という文章を削るものとします。 3. 目的のために使用した積立金は、未処分利益剰余金に振り替えされるため、使用した額に相当する額を資本金に組み入れすることを定めるものです。 <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 12 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埴町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 令和 5 年 5 月 26 日に生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道法の一部が改正されることに伴い、町条例においても併せて改正を行う必要が生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 厚生労働省が所管している水道整備・管理行政のうち、水質又は衛生に関する事務の権限が環境省に、それ以外の部分が国土交通省に移管されることに伴う所要の改正を行うものであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条第 1 項 「修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める～)」 ↓ 「修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める～)」 ・ 第 33 条第 2 項 「法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める～」 ↓ 「法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める～」 ・ 第 36 条第 1 項第 1 号 「修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める～)」 ↓ 「修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める～)」 <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 14 号
提出時期	令和 6 年 3 月（ 定例会 ・ 臨時会 ）		
案件名	埴町農業構造改善センター設置条例を廃止する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 埴町農業構造改善センターを用途廃止とし、普通財産として管理するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 埴町大字湯岐字迷木 10 番地の埴町農業構造改善センターは、昭和 52 年度に建築され、建築後 46 年が経過した、近年は建物の老朽化により施設利用状況も低下し、ここ 10 数年は全く利用されずに、必要最低限の維持管理を行って参りました。</p> <p>更には、耐用年数も経過したことから、行政財産としてではなく普通財産として管理するため条例を提出するものです。</p> <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。</p>		
担当課	農林推進課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 15 号												
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)														
案件名	工事請負変更契約の締結について														
要 旨	<p>【提出理由】 「工事請負契約の締結について」(令和 4 年 議案第 43 号)で議決を受けた「埴町役場庁舎建設第 1 期工事」の内容の一部を変更した結果、増額分が 500 万円を超えたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">契約の目的</td> <td>埴町役場庁舎建設第 1 期工事</td> </tr> <tr> <td>変更前工事請負金額</td> <td>金 1, 374, 780, 000 円</td> </tr> <tr> <td>変更後工事請負金額</td> <td>金 1, 383, 228, 000 円</td> </tr> <tr> <td>変更による工事請負金額</td> <td>金 8, 448, 000 円の増</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td>福島県郡山市桑野二丁目 5 番 17 号 日本住宅株式会社 郡山支店</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">支店長 <small>かのこだ こうだい</small> 鹿子田 滉大</td> </tr> </table>			契約の目的	埴町役場庁舎建設第 1 期工事	変更前工事請負金額	金 1, 374, 780, 000 円	変更後工事請負金額	金 1, 383, 228, 000 円	変更による工事請負金額	金 8, 448, 000 円の増	契約の相手方	福島県郡山市桑野二丁目 5 番 17 号 日本住宅株式会社 郡山支店		支店長 <small>かのこだ こうだい</small> 鹿子田 滉大
契約の目的	埴町役場庁舎建設第 1 期工事														
変更前工事請負金額	金 1, 374, 780, 000 円														
変更後工事請負金額	金 1, 383, 228, 000 円														
変更による工事請負金額	金 8, 448, 000 円の増														
契約の相手方	福島県郡山市桑野二丁目 5 番 17 号 日本住宅株式会社 郡山支店														
	支店長 <small>かのこだ こうだい</small> 鹿子田 滉大														
担当課	まち整備課														

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 16 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埜町過疎地域持続的発展計画の変更について		
要 旨	<p>【提出理由】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことにより、令和 3 年度において埜町過疎地域持続的発展計画を策定いたしました。今後、過疎対策事業債を利用し、各種事業を実施するにあたり、同計画を変更する必要があるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 今回の変更は、令和 6 年度以降に実施する予定の事業を、過疎対策事業債の対象事業とするため、施策区分、事業名、事業内容、事業主体、事業費を追加するとともに、既計上済事業の事業費を変更するものがあります。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 17 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	埴町体育施設及び埴町山村広場施設の指定管理者の指定について		
要 旨	<p>【提出理由】 埴町体育施設及び埴町山村広場施設に係る指定管理期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び埴町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 埴町体育施設（埴町営体育館・埴町営運動場・埴町営野球場・管理棟・テニスコート）及び埴町山村広場施設 2. 指定管理者となる団体の名称 特定非営利活動法人 はなわスポーツクラブ 3. 指定管理の期間 自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日 <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。</p>		
担当課	生涯学習課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第18号
提出時期	令和5年3月（定例会・臨時会）		
案件名	埴町デイサービスセンターの指定管理者の指定について		
要 旨	<p>【提出理由】 埴町デイサービスセンターに係る指定管理期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び埴町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 埴町デイサービスセンター 2. 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人 埴町社会福祉協議会 3. 指定管理の期間 自 令和6年4月1日 至 令和11年3月31日 <p>【施行期日】 令和6年4月1日から施行いたします。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 19 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埜町滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」の指定管理者の指定について		
要 旨	<p>【提出理由】 埜町滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」に係る指定管理期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び埜町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 埜町滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」 2. 指定管理者となる団体の名称 株式会社埜町振興公社 3. 指定管理の期間 自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日 <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。</p>		
担当課	まち振興課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 20 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埜町多目的交流施設の指定管理者の指定について		
要 旨	<p>【提出理由】 埜町多目的交流施設に係る指定管理期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び埜町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 埜町多目的交流施設 2. 指定管理者となる団体の名称 株式会社埜町振興公社 3. 指定管理の期間 自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日 <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。</p>		
担当課	まち振興課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 21 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	埜町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について		
要 旨	<p>【提出理由】 埜町地域資源活用総合交流促進施設に係る指定管理期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び埜町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 埜町地域資源活用総合交流促進施設 2. 指定管理者となる団体の名称 株式会社埜町振興公社 3. 指定管理の期間 自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日 <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。</p>		
担当課	まち振興課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 22 号																																																
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)																																																		
案件名	地域集会施設の指定管理者の指定について																																																		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>地域集会施設に係る指定管理期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び埴町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称</th> <th style="width: 33%;">2. 指定管理者となる団体の名称</th> <th style="width: 33%;">3. 指定管理の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埴第一コミュニティ消防センター</td> <td>自主防災組織</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>桜木町コミュニティ消防センター</td> <td>埴二区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>埴第二コミュニティ消防センター</td> <td>埴六区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>竹之内コミュニティ消防センター</td> <td>竹之内区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>板庭コミュニティ消防センター</td> <td>板庭区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>中塚コミュニティ消防センター</td> <td>中塚区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>矢塚コミュニティ消防センター</td> <td>矢塚区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>赤坂区集会所</td> <td>赤坂区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>川上三区集会所</td> <td>川上三区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>川上四区集会所</td> <td>川上四区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>森ノ根区集会所</td> <td>森ノ根区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>南原コミュニティ集会所</td> <td>台宿二区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>折籠地区集会所</td> <td>折籠区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>前田地区山村活性化支援センター</td> <td>前田区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>木野反多目的集会所</td> <td>木野反区</td> <td>R6. 4. 1～R11. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。</p>			1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	2. 指定管理者となる団体の名称	3. 指定管理の期間	埴第一コミュニティ消防センター	自主防災組織	R6. 4. 1～R11. 3. 31	桜木町コミュニティ消防センター	埴二区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	埴第二コミュニティ消防センター	埴六区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	竹之内コミュニティ消防センター	竹之内区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	板庭コミュニティ消防センター	板庭区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	中塚コミュニティ消防センター	中塚区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	矢塚コミュニティ消防センター	矢塚区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	赤坂区集会所	赤坂区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	川上三区集会所	川上三区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	川上四区集会所	川上四区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	森ノ根区集会所	森ノ根区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	南原コミュニティ集会所	台宿二区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	折籠地区集会所	折籠区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	前田地区山村活性化支援センター	前田区	R6. 4. 1～R11. 3. 31	木野反多目的集会所	木野反区	R6. 4. 1～R11. 3. 31
	1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	2. 指定管理者となる団体の名称	3. 指定管理の期間																																																
	埴第一コミュニティ消防センター	自主防災組織	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	桜木町コミュニティ消防センター	埴二区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	埴第二コミュニティ消防センター	埴六区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	竹之内コミュニティ消防センター	竹之内区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	板庭コミュニティ消防センター	板庭区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	中塚コミュニティ消防センター	中塚区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	矢塚コミュニティ消防センター	矢塚区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	赤坂区集会所	赤坂区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	川上三区集会所	川上三区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	川上四区集会所	川上四区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	森ノ根区集会所	森ノ根区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	南原コミュニティ集会所	台宿二区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	折籠地区集会所	折籠区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	前田地区山村活性化支援センター	前田区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
	木野反多目的集会所	木野反区	R6. 4. 1～R11. 3. 31																																																
担当課	まち振興課																																																		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 23 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	町道の路線の認定について		
要 旨	<p>【提出理由】 農道常世北野 11 号線は、町道川上東河内線と国道 289 号を結ぶ路線であり、かつ常世北野地区住民等の利用で公共的な性格を有するため、町道に路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規路線：八幡線</div>		
	路線番号	88	
	路線名	八幡線	
	起点	埴町大字常世北野字新八幡 227 番 1 地先	
	終点	埴町大字常世北野字 八 幡 289 番 1 地先	
	延長	L = 742. 0m	
	幅員	W = 4. 1m	
	<p>【施行期日】 公布の日から施行いたします。</p>		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 24 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	字の区域の変更について		
要 旨	<p>【提出理由】 地籍調査に伴い「字の区域の変更」が生じた為、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 地籍調査事業「湯岐 3 地区」において、 (1) 道路の中が、字界になっている場合に一方の字に区域を変更 (2) 字界になっている土地が、利用上一体として利用されていて境界が確認できない場合に、一方の字に区域を変更</p> <p>以上のような、案件の場合に、字区域の変更をするため議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【施行期日】 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による成果の認証の日から施行するものとします。</p>		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 25 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町一般会計補正予算 (第 7 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町一般会計補正予算 (第 7 号) を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で、町税、地方譲与税、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債、自動車取得税交付金を、歳出で、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費を補正するものであります。</p> <p>併せて、継続費の補正 (変更)、繰越明許費の補正 (追加)、地方債の補正 (変更) を行うものであります。</p> <p>歳入歳出それぞれ 197,369 千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 7,179,788 千円とするものです。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 26 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で、国民健康保険税、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入を、歳出で、総務費、保険給付費、基金積立金を、補正するものであります。 歳入歳出それぞれ 429 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 959, 935 千円とするものです。</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 27 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入を、歳出で、総務費、保険給付費、基金積立金、地域支援事業費、予備費を補正するものであります。 歳入歳出それぞれ 5, 098 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1, 274, 500 千円とするものです。</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 28 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で、後期高齢者医療保険料、繰入金、諸収入を、歳出で、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。 歳入歳出それぞれ 1,702 千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 117,568 千円とするものです。</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 29 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 6 年度 埴町一般会計予算		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度埴町一般会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,534,000 千円とするものであります。 前年度に比べ、額にして 372,900 千円、率にして 5.4%の減となっております。</p> <p>歳入で、前年度に比べ増額となるものは、地方譲与税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入であります。</p> <p>減額となるものは、町税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、寄附金、繰越金町債であります。</p> <p>歳出で、目的別で、前年度に比べ増額となるものは、議会費、民生費、衛生費、商工費、消防費、教育費であります。</p> <p>減額となるものは、総務費、労働費、農林水産業費、土木費、公債費であります。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 30 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	令和 6 年度 埴町国民健康保険特別会計予算		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度埴町国民健康保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 909,172 千円と定めるものであります。 前年度に比べ、額にして 14,533 千円、率にして 1.57%の減となっております。 歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金であります。 歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金であります。</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 31 号
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	令和 6 年度 埴町介護保険特別会計予算		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度埴町介護保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1, 224, 095 千円と定めるものであります。 前年度に比べ、額にして 7, 172 千円、率にして、0. 59%の増となっております。 歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などであります。 歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費などであります。</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 32 号
提出時期	令和 6 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	令和 6 年度 埴町後期高齢者医療特別会計予算		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度埴町後期高齢者医療特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 126,564 千円と定めるものであります。 前年度に比べ、額にして 7,359 千円、率にして 6.17%の増となっております。 歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、繰入金などであり ます。 歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 33 号																								
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)																										
案件名	令和 6 年度 埴町上水道事業会計予算																										
要 旨	<p>【提出理由】 地方公営企業法に基づき、令和 6 年度埴町上水道事業会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、 収益的収入の予定額を 2 億 5,295 万円 収益的支出の予定額を 2 億 2,779 万 9 千円 資本的収入の予定額を 506 万円 資本的支出の予定額を 1 億 3,935 万 8 千円 とするものであります。</p>																										
	<p>前年度との比較 (単位：千円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">各予定額</th> <th style="width: 15%;">令和 6 年度</th> <th style="width: 15%;">令和 5 年度</th> <th style="width: 15%;">比較増減</th> <th style="width: 15%;">対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>252,950</td> <td>260,482</td> <td>△7,532</td> <td>97.11</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td>227,799</td> <td>236,642</td> <td>△8,843</td> <td>96.26</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>5,060</td> <td>0</td> <td>5,060</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>139,358</td> <td>144,174</td> <td>△4,816</td> <td>96.66</td> </tr> </tbody> </table>			各予定額	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減	対前年比	収益的収入	252,950	260,482	△7,532	97.11	収益的支出	227,799	236,642	△8,843	96.26	資本的収入	5,060	0	5,060		資本的支出	139,358	144,174	△4,816
各予定額	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減	対前年比																							
収益的収入	252,950	260,482	△7,532	97.11																							
収益的支出	227,799	236,642	△8,843	96.26																							
資本的収入	5,060	0	5,060																								
資本的支出	139,358	144,174	△4,816	96.66																							
担当課	生活環境課																										

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 34 号																								
提出時期	令和 6 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)																										
案件名	令和 6 年度 埴町下水道事業会計予算																										
要 旨	<p>【提出理由】 地方公営企業法に基づき、令和 6 年度埴町下水道事業会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、 収益的収入の予定額を 4 億 5,656 万円 収益的支出の予定額を 4 億 500 万 1 千円 資本的収入の予定額を 2,428 万 8 千円 資本的支出の予定額を 1 億 6,340 万 8 千円 とするものであります。</p>																										
	<p>前年度との比較 (単位：千円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">各予定額</th> <th style="width: 15%;">令和 6 年度</th> <th style="width: 15%;">令和 5 年度</th> <th style="width: 15%;">比較増減</th> <th style="width: 15%;">対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>456,560</td> <td>457,341</td> <td>△781</td> <td>99.83</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td>405,001</td> <td>441,845</td> <td>△36,844</td> <td>91.66</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>24,288</td> <td>75,446</td> <td>△51,158</td> <td>32.19</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>163,408</td> <td>179,065</td> <td>△15,657</td> <td>91.26</td> </tr> </tbody> </table>			各予定額	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減	対前年比	収益的収入	456,560	457,341	△781	99.83	収益的支出	405,001	441,845	△36,844	91.66	資本的収入	24,288	75,446	△51,158	32.19	資本的支出	163,408	179,065	△15,657
各予定額	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減	対前年比																							
収益的収入	456,560	457,341	△781	99.83																							
収益的支出	405,001	441,845	△36,844	91.66																							
資本的収入	24,288	75,446	△51,158	32.19																							
資本的支出	163,408	179,065	△15,657	91.26																							
担当課	生活環境課																										